

会津大学学生表彰規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 64 号)

(最終改正 2019 年 3 月 29 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会津大学学則 (平成 18 年規程第 3 号) 第 37 条及び会津大学大学院学則 (平成 18 年規程第 4 号) 第 37 条の規定に基づき、学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学業成績が特に優れていると認められる学生に対して行う。

(表彰の審議)

第 3 条 表彰の審議は、学生支援委員会で行う。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は、学長が別に定める日に行う。

(公表)

第 6 条 表彰された学生の氏名は、学内に公表される。

(庶務)

第 7 条 学生の表彰に関する庶務は、事務局学生課で行う。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関して必要な事項は、学生支援委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前に行われた表彰は、この規程により行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する